



# 島根県報

平成24年8月31日（金）

第2,423号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成24年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（       "       ）	4

### 【公 告】

平成24年度消防設備士講習の実施	（消 防 防 災 課）	5
平成24年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	6

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるガンマカメラ一式購入に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	7
------------------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第496号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年9月13日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第497号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
益田訪問看護・介護ステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年8月6日
大田いちご調剤薬局	大田市波根町2126-5	平成24年8月1日

**島根県告示第498号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人湖北ふれあい	松江市岡本町1138-1	訪問看護	訪問看護ステーション Alive	松江市千鳥町71	平成24年7月1日
社会福祉法人湖北ふれあい	松江市岡本町1138-1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション Alive	松江市千鳥町71	平成24年7月1日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	訪問看護	益田訪問看護・介護ステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年8月6日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	介護予防訪問看護	益田訪問看護・介護ステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年8月6日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	特定福祉用具販売	益田福祉用具事業所 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年8月1日

益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	特定介護予防福祉用具販売	益田福祉用具事業所 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8 月 1 日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	福祉用具貸与	益田福祉用具事業所 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8 月 1 日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	介護予防福祉用具貸与	益田福祉用具事業所 さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8 月 1 日
株式会社 ライフサポート	大田市鳥井町鳥井1204番地	通所介護	デイサービスセンター きれんげ	大田市鳥井町鳥井1204番地	平成24年 7 月 1 日
株式会社 ライフサポート	大田市鳥井町鳥井1204番地	介護予防通所介護	デイサービスセンター きれんげ	大田市鳥井町鳥井1204番地	平成24年 7 月 1 日
社会福祉法人たいま山秀峰会	浜田市西村町1031番地1	通所介護	大麻山通所介護事業所	浜田市西村町1031番地1	平成24年 7 月 5 日
社会福祉法人たいま山秀峰会	浜田市西村町1031番地1	介護予防通所介護	大麻山通所介護事業所	浜田市西村町1031番地1	平成24年 7 月 5 日
株式会社 ネクストプランニング	出雲市大社町杵築南1353-3	居宅療養管理指導	大田いちご調剤薬局	大田市波根町2126-5	平成24年 8 月 1 日
株式会社 ネクストプランニング	出雲市大社町杵築南1353-3	介護予防居宅療養管理指導	大田いちご調剤薬局	大田市波根町2126-5	平成24年 8 月 1 日

島根県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永松医院	出雲市斐川町学頭799の1番地	平成23年 1 月 5 日
有限会社大田いちご調剤薬局	大田市波根町2126番地 5	平成24年 8 月 1 日

島根県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
永松 幹夫	出雲市斐川町学頭799の1番地	居宅療養管理指導	永松医院	出雲市斐川町学頭799の1番地	平成23年 1 月 5 日

永松 幹夫	出雲市斐川町学頭799の 1番地	訪問看護	永松医院	出雲市斐川町学頭799 の1番地	平成23年 1 月 5日
永松 幹夫	出雲市斐川町学頭799の 1番地	介護予防居宅 療養管理指導	永松医院	出雲市斐川町学頭799 の1番地	平成23年 1 月 5日
永松 幹夫	出雲市斐川町学頭799の 1番地	介護予防訪問 看護	永松医院	出雲市斐川町学頭799 の1番地	平成23年 1 月 5日
有限会社 大田いち ご調剤薬局	大田市波根町2126番地 5	居宅療養管理 指導	有限会社大田いち ご調剤薬局	大田市波根町2126番地 5	平成24年 8 月 1日
有限会社 大田いち ご調剤薬局	大田市波根町2126番地 5	介護予防居宅 療養管理指導	有限会社大田いち ご調剤薬局	大田市波根町2126番地 5	平成24年 8 月 1日

島根県告示第501号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年 8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表浜田市の項中 

		平成10
--	--	------

 を  
」

「  

		平成10
	木造 2階建	平成24

 に改め、表益田市の項中  
」

「  

久城東	中層耐火構造 3階建	昭和62	0.97
-----	------------	------	------

 を  
」

「  

久城東	中層耐火構造 3階建	昭和62	0.97 (第013号の住戸に あっては、0.99)
-----	------------	------	----------------------------------

 に改める。  
」

島根県告示第502号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年 8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表浜田市の項中 

汐入団地 3		1,680円
--------	--	--------

 を  
」

「

汐入団地3	1,680円
汐入団地4	1,680円

に改め、表備考5中「新7号棟」を」の次に「、

」

「汐入団地4」は「汐入団地の8号棟、9号棟及び10号棟」を」を加える。

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成24年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成24年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者

## 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成24年10月5日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	平成24年10月12日	浜田市
	〃 乙種	平成24年10月19日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	平成24年10月24日	松江市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

## 3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

## 4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(社) 島根県消防設備協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに各消防本部

- (2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

## (3) 受付期間及び提出先

## ア 受付期間

平成24年9月3日から同月21日まで（郵送の場合は、9月21日の消印有効）

## イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階 （社）島根県消防設備協会 （郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

## 5 問合せ先

〒690-8501

松江市殿町1 島根県庁7階

（社）島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-22-6828

F A X 0852-22-6754

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成24年11月7日（水）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

## 2 試験場所

学科試験及び実地試験

出雲市大津町1139 出雲合同庁舎

今年度は、全ての試験を同一の会場で行う。

## 3 試験の内容

## (1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

## (2) 実地試験

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ 染み抜き

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

## 5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 6 受験願書等の受付期間

平成24年9月6日（木）から同月24日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成24年9月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

#### 8 提出書類

##### (1) 受験願書

##### (2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

#### 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

#### 10 合格者の発表

平成24年12月11日（火）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-6529）にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年8月31日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

#### 1 入札の概要

##### (1) 調達案件

ガンマカメラ 一式

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成25年2月28日

##### (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ  
電話0853-30-6431 F A X0853-21-2975

### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成24年8月31日から9月21日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

### (3) 入札説明会

実施しない。

### (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

#### ア 提出期限

平成24年9月26日 午後5時

#### イ 提出方法

持参又は郵送

#### ウ 提出場所

(1)の問合せ先

### (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

#### ア 提出期限

平成24年10月11日 午前10時00分

#### イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成24年10月11日午前9時までに到着していること。

## ウ 提出場所

平成24年10月11日午前10時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

## (6) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成24年10月11日 午前10時00分

## イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室 2

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Gamma Camera

(2) Desired Date of Delivery : February 28 2013

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 AM October 11 2012

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan. Tel 0853-30-6431